

青梅の森における  
ネーミングライツ・パートナー  
募集要領

令和8年4月  
青梅市

## 目 次

1	募集の趣旨.....	1
2	募集概要.....	1
3	命名権料およびネーミングライツの付与の期間.....	2
4	愛称の条件.....	5
5	応募資格.....	5
6	応募手続.....	6
7	ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定について.....	8
8	協定の締結.....	8
9	協定の継続.....	9
10	協定の解除.....	9
11	ネーミングライツ・パートナーの公表および愛称の周知.....	9
12	問合せ先.....	9

申請様式

## 青梅の森におけるネーミングライツ・パートナー募集要領

青梅市（以下「市」といいます。）では、青梅の森におけるネーミングライツ（市の施設に対し、法人格を有する団体の名称または商品名などを冠した愛称を命名する権利およびこれに付帯する権利をいいます。以下同じ。）の導入に当たり、次のとおりネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツの付与を受ける団体をいいます。以下同じ。）を募集します。

なお、この募集要領（以下「本募集要領」といいます。）に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、青梅市ネーミングライツの付与に関する指針（平成30年2月1日実施）に定めるとおりとします。

### 1 募集の趣旨

市では、青梅の森にネーミングライツを導入することで得られた収入を、持続的な管理および運営に充てることにより、当該施設の利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

### 2 募集概要

#### (1) 愛称の範囲

ア 青梅の森に付与する愛称は、企業名、商品名などを冠したもので、その設置目的に反せず、青梅市民（以下「市民」といいます。）に親しまれるものとしします。

イ 命名することができるのは、一般的な呼称として用いられる愛称であり、市が定めている正式な名称を変更するものではありません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、原則として、協定期間内の愛称の変更はできません。

エ 企業等は、ネーミングライツにより設定した愛称および活動内容等について広報を行うことができます。ただし、愛称および広報を行う場合は、その内容および方法についてあらかじめ市と調整することとします。

#### (2) 青梅の森の概要

名 称	青梅の森
所在地	青梅市勝沼2丁目、根ヶ布1丁目、根ヶ布2丁目および黒沢3丁目地内
敷地面積	約91.7ヘクタール
施設内容	散策路、展望台および広場
備 考	都内最大規模の特別緑地保全地区で、市街地にほど近く、様々な野生生物や多くの植物が生息・生育する場で貴重な自然環境を有しています。 また、地区内でボランティア団体が保全活動を行うほか、環境学習の場などでも活用されています。

### 3 命名権料およびネーミングライツの付与の期間

#### (1) 命名権料

ア 命名権料は、年額100万円以上（取引にかかる消費税額および地方消費税額を含みます。）とします。

また、命名権料の金額相当の緑地保全活動（青梅の森での市民等を対象としたイベント開催や展望台等の木製ベンチの入替え等をいいます。以下同じ。）の提案でも可とします。ただし、その提案は、青梅の森事業計画に沿ったものとし、緑地保全活動の内容によっては協議を行うものとします。

イ 命名権料の支払は、年度ごとに納付するものとします。

#### (2) ネーミングライツの付与の期間

ネーミングライツの付与の期間は、原則5年以上とし、年単位の応募となります。

#### (3) 募集の基準

前2号の規定は、市が設定する最低基準とします。ただし、提案のあった金額および期間が市の基準を下回る場合であっても、応募者との協議の上、市が妥当と判断できる範囲であれば、その金額および期間においてネーミングライツを付与するものとします。

#### (4) 愛称の使用開始時期

ア 愛称の使用は、令和8年8月からの予定です。ただし、協議により、別の始期を設定できるものとします。

なお、いずれの場合においても、ネーミングライツ・パートナーと市の協定書（以下「協定書」といいます。）において、その始期と終期を明記するものとします。

イ 青梅の森での愛称の表示については、協定締結後、市と協議し、事前に準備することができます。

ウ 市のホームページや広報紙においては、愛称の使用期間の始期から愛称を使用することとします。ただし、愛称やネーミングライツ・パートナーの決定などについては、事前に周知できるものとします。

(5) 略称、ロゴおよびマーク

愛称に略称を設定する場合、または、愛称に合わせて、ロゴおよびマークを使用する場合は、ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式第1号。以下「応募申込書」といいます。）の提案事項欄にその旨を明記してください。

また、略称、ロゴおよびマークの使用については、ネーミングライツに関する優先交渉権者となった際に、使用の範囲等について調整し、協定書に明記するものとします。

(6) 命名権料以外の費用負担区分

命名権料以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘 要	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地・建物における看板・サイン表示の変更および新設※1		○※2
市が管理する周辺道路標識およびサイン表示の変更※3		○
協定期間終了後または協定解除後の原状回復		○※4
市が発行するパンフレット等の印刷物および市ホームページ上の表示	○	

※1 看板・サイン表示の変更および新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 関連する費用も含めてネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※3 市と協議の上、変更可能な表示について、変更することができます。

※4 ネーミングライツ・パートナーの費用により変更を加えたものに限ります。

(7) その他

ア 愛称の応募は、1団体1案とします。

イ ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツに関する優先交渉権者の選定後において、市と協議の上、決定します。

なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。

ウ 前3号に掲げるもののほか、ネーミングライツに関して提案がある場合は、応募申込書の提案事項欄に、その内容を記入の上お申し込みください。

なお、提案の内容によっては、希望に添えない場合もありますので、御了承ください。

エ 屋外への新たな看板の表示は、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）の対象となり、掲示できる広告物の合計面積は20平方メートル以下となります。

また、東京都への手続が必要となる場合があります、この場合において、必要な手続は、ネーミングライツ・パートナーが実施し、その手数料を負担するものとします。

オ 屋外への新たな看板の表示は、青梅市の美しい風景を育む条例（平成16年条例第22号）にもとづき市と協議が必要です。

カ ネーミングライツの付与は、青梅の森の所有権、経営権などには影響を与えません。

また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与をすることはできません。

キ 新たな看板（広告物）の表示に当たっては、都市緑地法（昭和48年9月1日）および青梅市広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施）の規定に違反するものは表示できません。

#### 4 愛称の条件

青梅の森に付する愛称は、市民に親しまれやすいものとし、「○○○・青梅の森」、「青梅の森・△△△」といったように「青梅の森」という名称を入れてください。

また、第2項第2号「備考」に示すような自然環境や活動状況を踏まえ、イメージに沿った利用者が受け入れやすい名称とし、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告および個人的宣伝にかか  
るもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法  
律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業を営む企業名等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第  
77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につ  
ながるもの
- (5) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか公共的な愛称として適当でないとして青梅市  
長（以下「市長」といいます。）が認めるもの

#### 5 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とし、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

なお、優先交渉権者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉権者がネーミングライツ・パートナーとなることがふさわしくないと認められる事象等が生じた場合には、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

- (1) 政治団体および宗教団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各  
号に掲げる営業を営むもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に掲げ  
る暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うもの

- (4) 公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条にもとづく再生  
手続開始の申立てがなされているもの。ただし、再生手続開始の決定  
を受けたものを除く。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条にもとづく更生  
手続開始の申立てがなされているもの。ただし、更生手続開始の決定  
を受けたものを除く。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金  
業を営むもの
- (8) 応募申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- (9) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日  
実施）により、指名停止を受けているもの
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーと  
して市長が適当でないとするもの

## 6 応募手続

### (1) 募集スケジュール

時 期	摘 要
令和8年4月1日～4月30日	応募申込受付
4月1日～4月10日	質問の受付
4月15日	質問の回答
5月末～6月上旬	選考結果通知
6月末	協定締結
7月中	看板等の変更および新設
8月1日	愛称使用開始

### (2) 現地確認

現地確認を希望する場合には、第12項に規定する問合せ先に電話  
またはメールで御連絡ください。4月1日から4月10日（土曜日お  
よび日曜日を除く。）までの期間で日程を調整の上、実施します。

なお、現地確認の場では、質問にお答えはできません。

### (3) 質問受付と回答

応募に関する質問がある方は、質問書（様式第4号）により、次の期間内に第12項に規定する問合せ先にメールまたはFAXで提出してください（メールアドレスおよびFAX番号は、第12項に規定する問合せ先参照）。

#### ア 質問受付

令和8年4月1日（水）午前8時30分～4月10日（金）午後5時

#### イ 回答方法

令和8年4月15日（水）に市ホームページに掲載します。

### (4) 応募方法

次の書類について、応募受付期間内（必着）に郵送または持参をしてください。

番号	提出書類
1	ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式第1号）
2	団体の概要書（様式第2号）
3	誓約書（様式第3号）
4	会社概要（パンフレット等を含む。）
5	直近3か年の決算報告
6	印鑑証明書
7	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）※1
8	法人税、消費税および地方消費税、法人事業税および法人市民税（法人住民税）の納税証明書 ※2
9	(1) 命名権料の金額相当の提案の場合は、緑地保全活動の内容がわかるもの（任意様式） (2) 物品の場合は、カタログ等物品のイメージや金額がわかるもの (3) イベント開催等の場合は、実施内容、期間、回数、それを実施することに対する効果、人件費などの見積書等

※1 発行から3か月以内のものに限ります。

※2 納税を証明できる最新年のもの（滞納がないことを確認します。）

(5) 応募受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日および祝日は除きます。

(6) 応募先

第12項に規定する問合せ先に同じです。

(7) 留意事項

ア 応募に当たって必要な経費は、その全額を応募者の負担とします。

イ 応募書類等は、返却しません。

また、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開することがあります。

7 ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定について

(1) 優先交渉権の付与

市が設置する青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、提案された命名権料、ネーミングライツの付与の期間、経営の安定性、企業理念、愛称の妥当性およびその他の提案を総合的に判断して順位を付し、第1順位者にネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を付与します。

(2) 応募者が1団体の場合

応募者が1団体のみの場合も、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、交渉権者とするかどうかを決定します。

(3) ヒアリングの実施

優先交渉権者の選定または交渉権者の決定に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(4) 結果の通知

優先交渉権者の選定または交渉権者の決定後、その結果を全ての応募者に通知します。

8 協定の締結

(1) 締結にかかる協議

市と優先交渉権者または交渉権者は、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する協定を締結します。

## (2) 協議が整わない場合

互いに誠意を持って協議したにもかかわらず合意に至らず、市において合意の可能性がないと判断した場合は、市は、協議を打ち切ることができるものとします。

なお、市が優先交渉権者との協議を打ち切った場合、応募者が複数の場合は、第2順位者以降の応募者と順次協議できるものとします。

## 9 協定の継続

協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会が行います。

## 10 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが適当でないと市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する協定を解除することができるものとします。この場合において、当該協定解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、一度納付された命名権料は、返還しません。

また、協定解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。

## 11 ネーミングライツ・パートナーの公表および愛称の周知

ネーミングライツ・パートナーが決定した後、法人名、青梅の森の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

## 12 問合せ先

青梅市環境部公園緑地課みどり推進係 青梅市役所6階

郵便番号：198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号：0428-22-1111（内線2654・2653）

土曜日、日曜日および祝日の閉庁日を除きます。

ファックス番号：0428-22-3508

電子メールアドレス：div1330@city.ome.lg.jp

様式第1号（第3項、第6項関係）

年 月 日

ネーミングライツ・パートナー応募申込書

青梅市長 殿

所在地

法人名

代表者名

青梅の森におけるネーミングライツ・パートナー募集要領にもとづき、  
下記のとおり申し込みます。

記

提案するネーミングライツの期間	年間
提案する命名権料の金額（年額）	円（消費税・地方消費税含む。）
希望する愛称	
愛称の理由	
応募の趣旨	
提案事項 （任意）	
連絡先	担当者氏名
	所属部署
	電話・FAX
	E-mail

様式第2号（第6項関係）

団体の概要書

年 月 日

フリガナ 法人名					
法人所在地	〒			電話番号	
フリガナ 代表者氏名					
市内事業拠点の 名称、所在地、電話番号 ※	名称				
	所在地 青梅市			電話番号	
設立年月日	年	月	日	資本金等	
従業員数 (直近の年度)	総数		名		
	内 訳	役員数	名	常勤従業員 数	名
				非常勤従業員数	名
沿革					
業務内容					

※市内事業拠点がない場合および法人名・法人所在地と同じ場合は省略可

年 月 日

誓 約 書

青梅市長 殿

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

青梅の森ネーミングライツ・パートナーの申込みに当たり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 政治団体および宗教団体
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業を営むもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うもの
- 4 公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うもの
- 5 民事再生法第21条にもとづく再生手続開始の申立てがなされているもの
- 6 会社更生法第17条にもとづく更生手続開始の申立てがなされているもの
- 7 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- 8 申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- 9 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準により、指名停止を受けているもの
- 10 各種法令に違反しているもの

様式第4号（第6項関係）

年 月 日

質 問 書

青梅市長 殿

青梅の森ネーミングライツ・パートナー募集に関し、下記のとおり質問  
します。

記

件 名	
内 容	

[連絡先]

法人名	部署
役職・氏名	
連絡先(電話)	(FAX)
E-mail	